

市第127号議案

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成19年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第64条の3第1項」を「第103条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるので提案する。